

京都市立病院紀要投稿規定

1. 本誌は京都市立病院の機関誌として年1回発行する。
2. 原則として投稿者は本院の職員とする。但し当院職員以外の者であっても編集委員の承認を得た場合はこの限りでない。
3. 本誌の内容は主に医学およびこれに関連ある内容の論文とし、その他学術活動を広く記録する。なお論文は他誌に未発表のものに限る。

内容は、総説・研究・症例報告・院内合同研究発表会の論文・海外研修報告とCPC報告・院内研修会報告・研究業績集（原著・学会報告等）を中心とする。

また、本誌に投稿される研究・症例等患者を対象とした研究については、「執筆要領の倫理規定」を遵守すること。
4. 掲載論文の採否は編集委員が査読したうえで編集委員会で決定する。また、審査の結果、修正、削除、加筆を依頼することがある。内容等については著者が全責任を負うものとする。
5. 原稿執筆の要領は次のとおりとする。（詳細は「執筆要領」参照）
 - 1) 原稿はワープロ原稿で、A4版サイズを用い、原則として邦文とし、横書き、平カナ、当用漢字、現代カナ使用を使用する（デジタルデータをメールあるいはCD-Rにて提出すること。入力方法等については、別に定める）。
 - 2) 論文には英文タイトルおよびローマ字による著者名を併記する。
 - 3) 論文には5コ以内の日本語キーワードとそれに対応する英語のキーワードを、それぞれの要旨、Abstractのあとにつける。
 - 4) 論文には最初200字程度の和文要旨と最後に英文抄録をつける。
 - 5) 論文は総説、原著は400字詰め原稿用紙15枚、図表10枚以内、症例報告の場合は原稿用紙図表をあわせ15枚以内を原則とする。
 - 6) 図表原稿は明瞭に書き標題をつける（図は下方に、表は上方に）。写真は手札型のものをA4版用紙に貼付する。デジタル原稿（画像・図表）はデータファイルとプリントをつける。
 - 7) 図表、写真の挿入箇所は原稿用紙の右欄に朱書する。
 - 8) 日本語で表せる用語は、できるだけ日本語で表し、外国語をさける。ただし、外国人名、地名、酵素名、生化学的な物質名、薬品名は原語またはカタカナを用いる。また、略名は最初の表記をフルネームにし括弧して略語を書くこと。
 - 9) 度量衡はC.G.S単位とし、km, mm, l, dl, kg, g, mg, mEq/l, mg/dlなどを用い、数字は算用数字を用いる。
 - 10) 文献は出現順に番号を付し、本文の終わりにまとめて記載する。

外国誌はList of Journals indexed for Medline, 邦文誌は公式の略称または医学中央雑誌収載目録による。

雑誌の場合：著者名は3名までを全員を記載する。4名以上の著者の場合は3名までを記載し、「他」あるいは外国語文献の場合は「et al」とする。：表題。雑誌名 年号（西暦）；巻：頁-頁。

単行本の場合：著者名：題名, (in) 書名, 編著者名, 出版地, 出版社, 出版年号（西暦）, 頁-頁。を記入する。
6. 編集の都合により原文の論旨を変えない範囲で著者に訂正を求めることがある。
7. 校正は著者が行い、誤植の訂正程度にとどめる。版の組みかえは行なわない。
8. 掲載料は無料とする。
9. 掲載原稿は原則として返還しない。返還を希望するものはあらかじめ編集委員に申し出ること。
10. 論文提出期日、編集要旨については編集委員会より別に定め掲示する。メ切りは厳守されたい。
11. 倫理規定

医学研究のための研究・症例報告は、医学・医療の進歩に貢献するための重要な役割を果たしている。

しかし、患者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳をまもることは、医療者・研究者側の責務である。本誌に掲載する論文等において、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報には十分な配慮をしなければならない。患者のプライバシー保護のために以下のとおり定めます。

 - 1) 患者個人の特定が可能な氏名、ID、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
 - 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までは記載することを可とする。（京都府、京都市など）
 - 3) 治療経過の日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合はよい。
 - 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
 - 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は、この限りではない。
 - 6) 人物写真の使用が不可欠な場合、目の部分を隠すなど対象者の身元が特定できないように配慮する。目疾患の場合は、顔全体がわからないように考慮する。
 - 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。

以上の事項を配慮してもなお個人が特定化される場合には、発表に関する同意を患者（あるいは家族）から得るか、当院の倫理委員会に検討を要請し承認を得ることとする。同意を得た場合は、その旨掲載記事に示されていることとする。

すべての医学研究のための基本原則は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言に基づく。
12. 著作権
 - 1) 本誌掲載された論文の著作権は京都市立病院に帰属する。（著作権法 第27条翻訳権・翻案権、第28条二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）なお本誌に掲載された論文等の著作物は、原則として電子化（PDF形式等）し、病院ホームページ・近畿病院図書室協議会共同リポジトリを通じてコンピュータネットワーク上に公開する。
 - 2) 投稿する前に考慮すべき点として、重複または二重掲載のないこと（既に掲載されたことのある論文と本質的にオーバーラップしない）。学術集会において発表された報告など会議録もしくはそれに類似する形式の掲載以外正式に出版されていない場合は、その投稿を妨げる者ではない。
 - 3) 投稿する論文に載せる図表（写真も含む）が既に公表されたものである場合、オリジナルの出典を明示し、必要に応じ、著作権所有者の書面による承諾を得ること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は執筆者がその責を負う。

編集委員会

委員長	竹中秀也			
委員	中谷嘉文	田村真一	森友彦	
	富田真弓	古田健二郎	折戸淳	
	久世まゆみ	平井亮	浅井奏子	
	荘司久美子	森恵理子	原田真帆	
	内藤舞	谷口美樹	岡村寿子	

編集後記

京都市立病院紀要は、第41巻（令和3年度、2021年度）からペーパーレス化され、年1巻のインターネット上の公開だけになりました。第42巻も市立病院のホームページで、「広報」内の「病院紀要」からご覧頂くことができます。論文に関しては、平成30年（2018年）よりKINTORE（近畿病院図書室協議会共同リポジトリ）において公開されており、「KINTORE」と検索すれば、「京都市立病院」の入り口がみつかります。

初めてのホームページ掲載である第41巻では、「巻頭言」で以前に紀要編集委員長を務めておられた黒田院長が、本誌の変遷について述べられており興味深く拝読させて頂きました。

さて本第42巻では、論文・講演・研究発表などいずれも充実した内容となっております。なかでも「第32回地域医療フォーラム」や「研究発表」では、時代を反映して新型コロナウイルスに関する講演が掲載されています。また、「第33回地域医療フォーラム」の講演では、小児・AYA世代のがん生殖医療と乳がんがテーマになっています。ぜひ本巻をお読み頂ければ幸いに存じます。

最後に、本年もお忙しい中で執筆・査読・校正・編集に携わって頂いた皆様に厚くお礼申し上げます。

紀要編集委員長 竹中秀也（皮膚科部長）

京都市立病院紀要 第42巻（通巻60号）2022年（令和4年）

編集者 京都市立病院紀要編集委員会
発行者 黒田啓史
